

【外務委員会】

○2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出第24号）要旨

本案は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に関し、国際博覧会条約（以下「条約」という。）の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 外務省に、特別職の国家公務員かつ外務公務員である2025年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）1人を置くこと。
- 二 代表は、大阪・関西万博に関する事項について、条約の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とすること。
- 三 関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。
- 四 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。
- 五 この法律は、令和4年4月1日から施行し、大阪・関西万博の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失うこと。

○旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持その他社会情勢の変化に対応した制度の見直しを図るために必要な規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅券の発給申請手続等の電子化を進めるため、必要な事項等を定める規定を整備すること。
- 二 旅券の信頼性の維持のため、旅券の査証欄の増補を廃止すること。
- 三 一般旅券の発給を申請した者が発行日から6月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券が失効した場合であって、かつ、申請者が失効から5年以内に再度一般旅券の発給の申請をした場合には、当該失効した旅券の発行経費を徴収すること。
- 四 国外において発行された一般旅券については、外務大臣又は領事官がやむを得ない事情があると認めるとき、当該旅券の発給を申請した者が発行日から6月以内に当該旅券を受領しない場合においてもその効力を失わないこと

とすることができること。

五 大規模な災害に際して、申請者の経済的負担の軽減を図るため特に必要があると外務大臣が認める場合には、手数料を減額し、又は免除することができること。

六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の点に十分配慮するべきである。

一 旅券の発給申請手続き等の電子化に当たっては、国民の利便性向上及び行政の効率化に資するよう配慮を行うこと。

二 申請者が現に所有する一般旅券の査証欄に余白がなくなった場合、有効期間及び種類が同一である新たな一般旅券を発行することとなるところ、国民負担を可能な限り圧縮するため、配慮を行うこと。

右決議する。

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、令和3年3月12日以降、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）に基づき震災特例旅券の発給の申請が行われることは想定されないため、同法を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止すること。

二 この法律は、公布の日から施行すること。

三 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の廃止に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）について所要の改正を行うこと。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維

持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、我が国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与等の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 二 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 三 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、アメリカ合衆国政府が、施設及び区域に設置される訓練能力に関連する資機材等を調達するための経費（当該訓練能力が、日米安全保障条約の目的を達成し、即応性を向上させ、並びに困難を増す安全保障環境において多様な運用上の所要に対応するために抑止力及び対処力を強化すること（合衆国軍隊と我が国の自衛隊の相互運用性を強化することを含む。）に寄与する場合に限る。）に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 四 我が国は、2022年から2026年までの我が国の会計年度において、日米合同委員会における我が国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が、合衆国軍隊の訓練のための場所を施設及び区域から他の施設及び区域に又はアメリカ合衆国の施政下の領域若しくは同国の領域に変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費に係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること。
- 五 アメリカ合衆国は、前記一から四までの経費の節約に一層努めること。
- 六 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること。
- 七 日米両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること。
- 八 この協定は、2027年3月31日まで効力を有すること。

○刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とベトナム社会主義共和国との間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること。
- 二 共助には、(1)証言又は供述の取得、(2)物件（証拠となる書類、記録その他の物）の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、(3)人、物件又は場所の見分、(4)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(5)公的機関の保有する物件の提供、(6)請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、(7)拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、(8)刑事手続に関する文書の送達、(9)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、(10)被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含むこと。
- 三 各締約国は、中央当局（日本国は法務大臣又は国家公安委員会等、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院）を指定し、この条約の実施に当たっては、中央当局間で相互に直接連絡を行うこと。
- 四 被請求国の中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等においては、共助を拒否することができること。
- 五 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号） 要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とスイスとの間の現行租税条約を改正し、投資先の国（源泉地国）における免税の対象拡大等、二重課税の除去のための規定を拡充するほか、脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業利得に対する課税に関する規定の新設

一方の国の企業が、他方の国内に保有する恒久的施設を通じて事業を行ったことにより生じる、他方の国の課税対象となる恒久的施設に帰属する事業利得の算定に当たっては、恒久的施設の果たす機能及び事実関係に基づいて、外部取引、資産、リスク及び資本を恒久的施設に帰属させ、恒久的施設と本店等との内部取引を認識し、その内部取引が独立企業間価格で行われたものとして算定すること。

二 配当に対する源泉地国免税の対象拡大

配当に対する源泉地国免税の対象を、「配当支払法人の議決権等の50%以上を6か月以上の期間所有する法人」から、「配当支払法人の議決権等の10%以上を365日以上期間所有する法人」に改めること。

三 利子に対する源泉地国免税

利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）について、源泉地国免税とすること。

四 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定

納税者により申し立てられた課税事案が、相互協議（税務当局間の検討）で解決することができない場合における仲裁手続を新設すること。

五 条約の特典の濫用を防止するための規定

条約の特典の濫用を防止するための規定を、国際標準に沿った内容（条約の特典を受けることが取引等の主要な目的の一つであったと認められる場合について、条約の特典を認めない。）に改めること。

○2025年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）に際し、参加する国及び国際機関、博覧会国際事務局（以下「B I E」という。）等の関係者の活動の円滑化を図るため、我が国とB I Eとの間で、参加国等が事前に指定する陳列区域代表事務所（代表は、参加国等により任命され、その展示について責任を有する。）、B I E等に対して特権及び免除を付与すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 B I Eは、博覧会に関して国際博覧会条約の適用を監督し、及び確保する責任を負うこと。

- 二 日本国政府は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「開催者」という。）による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保すること。
- 三 日本国政府は、日本国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の日本国への入国及び日本国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとること。
- 四 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所又はB I E並びにそれらの財産、資産及び収入は、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除されること。
- 五 陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること。
- 六 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員又はB I Eの代表者は、当該陳列区域代表事務所又はB I Eの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税等を免除されること。
- 七 この協定によって与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであって、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、B I E又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を日本国の法令に従って停止する権利を有すること。

○強制労働の廃止に関する条約（第105号）の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、一定の行為に対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約を批准する国際労働機関（以下「ILO」という。）の各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること。

- 1 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
 - 2 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
 - 3 労働規律の手段
 - 4 同盟罷業に参加したことに対する制裁
 - 5 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段
- 二 この条約を批准する I L O の各加盟国は、前記一の強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束すること。

○1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書（以下「トレモリノス議定書」という。）の規定の修正、実施等について定めるものであり、この協定の締約国は、この協定によって修正されるトレモリノス議定書の規定（一部の規定を除く。）を実施することとなる。この協定の規定並びにこの協定により修正され、及び実施されるトレモリノス議定書の規定の主な内容は、次のとおりである。

一 協定の規定

締約国は、この協定の各条の規定及びこの協定によって修正されるトレモリノス議定書の規定（一部の規定を除く。）を実施すること。

二 協定により修正され、及び実施されるトレモリノス議定書の規定

- 1 この議定書は、締約国を旗国とする海上航行の漁船について適用すること。
- 2 附属書（漁船の構造及び設備に関する規則）の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ24m以上の新船について適用すること。主管庁（漁船の旗国である国の政府）は、附属書の全ての章について、測定の基礎として、長さに代えて総トン数を使用することを決定することができること。
- 3 主管庁は、附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査（漁船の就航前に行う検査）又は更新検査（主管庁の定める5年を

超えない間隔で行う検査)の後に国際漁船安全証書を発給すること。

- 4 附属書の規則の規定に従って証書を備えることが要求される漁船は、発給された証書が有効であることを確認するためのものである限り、他の締約国の港において、当該他の締約国の監督に服すること。
- 5 締約国は、この議定書の締約国でない国の漁船に関し、この議定書に定める要件であって、当該漁船がより有利な待遇を与えられることがないことを確保するために必要なものを当該漁船について適用すること。

○万国郵便連合憲章の第10追加議定書、万国郵便連合憲章の第11追加議定書、万国郵便連合一般規則の第2追加議定書、万国郵便連合一般規則の第3追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号） 要旨

本件は、標記の追加議定書及び条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

これらの追加議定書及び条約は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正し、現行の万国郵便条約を更新するものであり、その主な変更内容は次のとおりである。

一 万国郵便連合憲章の第10追加議定書

連合の政府間機関としての位置付けを明確にするるとともに、郵便業務理事会の理事国の活動の位置付けを明確にすること。

二 万国郵便連合憲章の第11追加議定書

連合の文書の改正を簡素な手続により行うことを可能にするるとともに、万国郵便条約の改正は追加議定書により行うこととし、同条約の有効期限は廃止すること。

三 万国郵便連合一般規則の第2追加議定書

- 1 郵便業務理事会の構成等を変更するとともに、連合の常設機関の間の調整を行う「調整委員会」を新設すること。
- 2 分担金の未払金額についての利子の割合を引き下げるとともに、連合の経費の分担等級を細分化すること。

四 万国郵便連合一般規則の第3追加議定書

- 1 諮問委員会の構成及び権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大すること。

- 2 加盟国が滞納している分担金の支払についての規定を改正するとともに、連合の経費の分担等級についての規定を改正すること。
- 3 仲裁手続について国際事務局が仲裁者として行動することを可能にすること。

五 万国郵便条約

- 1 到着料（配達手数料）の現行の適用料率の引上げを行うこと。
- 2 巨大郵便物及び小形包装物の到着料について、加盟国の指定された事業者が到着料率を自己申告することを可能とする制度を新たに規定するとともに、当該制度の利用に際して、2018年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が75,000トンを超える加盟国の指定された事業者について例外規定を設けること。